

令和3年3月18日

関係者 各位

社会福祉法人 つどいの家  
理事長 佐藤 清  
(公印省略)

## 宮城県・仙台市独自の緊急事態宣言発令に伴う当法人の対応等について

(お知らせ)

新型コロナウイルス感染者の急増に伴い、宮城県及び仙台市においては独自の緊急事態宣言がこの度発令されました。当法人におきましては、現下の状況を踏まえ、移動支援事業をはじめ、その他事業においても外出を伴う活動については、行動範囲を一部制限するなどの感染対策を当面の間、講ずることとしましたのでお知らせいたします。利用者および職員の感染へのリスクを軽減し、尊い命を守るための措置ですので、何卒事情をご理解いただきますようお願いいたします。

### <法人が講ずる当面の対応>

1. 市内中心地やショッピングモールなど人込みが予想される場所や密な空間等への外出（活動）を控えさせていただきます。
2. また、公共交通機関の利用や飲食店での外食を伴う利用についても制限いたします。

※移動支援事業については、以上の対応を原則としたうえで、かつ利用者自身のご自宅周辺の散歩等に留めたサービス提供とさせていただきます。また、利用時間についても2時間程度までに留めさせていただきます。

※生活介護事業などその他事業における外出を伴う活動については、<当面の対応>に記載した事項に準じて活動を編成しなおすこととします。

※この措置を講ずる期間については、概ね1ヶ月程度を見込んでおります。制限の解除については、状況を判断したうえで措置を延長させていただくこともあり得ますので、あらかじめご了承ください。